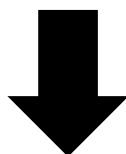


平成30年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※2>
	課税所得 145万円未満の方(※1)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



平成30年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	III 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	<多数回 140,100円 ※2>
	II 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	<多数回 93,000円 ※2>
	I 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	<多数回 44,400円 ※2>
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。